

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月2日
【会社名】	株式会社東京エネシス
【英訳名】	TOKYO ENERGY & SYSTEMS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 熊谷 努
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
【電話番号】	03-6371-1947（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・人事部長 佐藤 浩延
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
【電話番号】	03-6371-1947（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・人事部長 佐藤 浩延
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第74期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設及び削除等、数条の整備等の所要の変更を行う。

定款第2条に定める事業目的の追加及び変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、熊谷努、眞島俊昭、鈴木康司、堀川総一郎、海野伸介、小川泰規、田中等、杉町真、五十嵐信二、西山茂を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、椎名真司、稲垣宜昭、二宮照興、森秀文を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億3,000万円以内（うち社外取締役分は4,000万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額8,000万円以内とする。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠にて譲渡制限付株式付与のための報酬を金銭報酬債権として支給する。支給される金銭債権は年額5,000万円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	287,351	226		99.61	可決
第2号議案	287,227	350		99.56	可決
第3号議案					
熊谷 努	283,733	3,844		98.35	可決
眞島 俊昭	286,740	837		99.39	可決
鈴木 康司	287,129	448		99.53	可決
堀川 総一郎	287,048	529		99.50	可決
海野 伸介	287,065	512		99.51	可決
小川 泰規	287,052	525		99.50	可決
田中 等	286,991	586		99.48	可決
杉町 真	287,055	522		99.50	可決
五十嵐 信二	286,987	590		99.48	可決
西山 茂	287,122	455		99.53	可決
第4号議案					
椎名 真司	286,168	1,409		99.20	可決
稲垣 宜昭	242,315	45,262		84.00	可決
二宮 照興	286,957	620		99.47	可決
森 秀文	286,918	659		99.46	可決
第5号議案	286,758	819		99.40	可決
第6号議案	286,772	805		99.41	可決
第7号議案	286,691	886		99.38	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上